

動物検疫の輸出入検査等に係る不適切な事例

平成25年

輸出・輸入	品名	生産国／仕向国	違反根拠条文	概要	措置状況
輸入	畜産物(豚肉ソーセージ等)	台湾	家畜伝染病予防法第36条第1項第1号	台湾人が輸入禁止品である畜産物(豚肉ソーセージ等)を携帯品として輸入した。	平成25年3月11日に大阪府警が輸入者を逮捕。出入国者への注意喚起等を行うとともに、関係機関と連携して入国者の手荷物検査等の強化を実施。
輸出入	犬	米国	刑法第161条第1項	偽造した獣医師の証明書や狂犬病抗体検査証明書を使用して犬の輸出検査を受け、輸出検疫証明書を不正に取得。この検疫証明書を用いて、日本から輸出した犬の再輸入を装い、米国から別の犬を輸入した。これらのことを複数回にわたり実施。	平成25年6月28日に動物検疫所から千葉県成田国際空港警察署に告発。同年7月11日に千葉県警が輸出入者を逮捕。関係機関と連携して提出される証明書の信憑性を確認する等検査の強化を実施。